

令和８年度エープレミアム海外プロモーション実施業務（シンガポール）の企画提案に係る質問と回答

N o .	受付日	質問内容	質問回答
1	2026/9/18	仕様書４（２）ウに定めるプロモーションに使用する県産品（５品目以上）について、県産品そのものの調達費（商品代金）は委託料に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。あるいは、発注者又は生産者・出荷団体から現物提供いただけるものがございましたら、その範囲をご教示ください。	県産品の調達費（商品代金）は委託料に含みます。
2	2026/9/18	仕様書４（３）アに定めるエープレミアムによる輸送について、集荷から現地引渡しまでに要する費用（国内集荷料・国際輸送料・燃油等の付帯費用）は委託料に含まれるものと理解してよろしいでしょうか。また、ヤマト運輸株式会社に対する利用申込み及び支払いの主体は受託者という理解でよろしいでしょうか。県の運賃助成等が適用される場合は、その取扱いもあわせてご教示ください。	集荷から現地引渡しまでに要する費用（国内集荷料・国際輸送料・燃油等の付帯費用）は委託料に含みます。ヤマト運輸への利用申込み及び支払い、発送に関わる連絡調整についても受託者に委任します。 運賃に対する助成等はありません。
3	2026/9/18	シンガポールへの輸入に当たり、輸入者（インポーター）及び通関手続の主体について、発注者による指定はございますでしょうか。受託者が現地の連携先又は現地事業者を輸入者として手配する形でも差し支えないでしょうか。あわせて、通関料・検疫関係費用・関税・GST等の負担区分についてご教示ください。	輸入者について指定はありませんが、県産品の海外販路拡大という主目的に即した適切な事業者を選定してください。 輸入者の手配や通関手続き等に係る費用は委託料に含みます。
4	2026/9/18	仕様書４（１）アの「少なくとも10社以上の実需者に対するアピール及び商談の場」について、10社のカウント方法をご教示ください。（ア）会場に来場した実需者の社数か、（イ）個別に商談を実施した社数か、（ウ）同一企業から複数名が参加した場合は１社と数えるか、（エ）現地で対面した実需者に加えオンラインでの商談を含めてよいか、の４点についてお示しいただけますと幸いです。	試食会や商談会といった形態のプロモーション企画であれば、来場した実需者の社数を10社以上とします。なお、同一企業から複数名来場した場合も社数は1社とします。スーパーマーケット等での店頭販売プロモーションを企画する場合は実需者10社以上にプロモーションの実施を周知し、来場した実需者や一般来場者の県産品への反応を記録し、今後の県産品輸出拡大に繋がるプロモーションの場としてください。 企画の中にオンライン商談を含める場合はオンラインでの商談社数を含めてください。ただし、現地でのプロモーション実施は必須とします。
5	2026/9/18	プロモーションの実施時期について、発注者として希望される時期又は避けるべき時期はございますでしょうか。また、実施回数は単一の会場・期間での１回の実施を想定してよろしいでしょうか（品目の旬に合わせ、同一連携先で複数回に分けて実施する提案も可能でしょうか）。あわせて、仕様書４（３）カの報告書の提出期限をご教示ください。	プロモーションの実施回数は、契約期間である令和9年3月26日までであれば回数を問いません。県産品出荷事業者の選出と出荷の調整期間を考慮し、契約期間内12月以降の実施を想定しています。 報告書の提出期限は契約期間内のイベント終了から1ヶ月以内とします。
6	2026/9/18	委託料の支払方法について、業務完了後の精算払いという理解でよろしいでしょうか。前払金又は概算払いの規定の有無についてご教示ください。	原則は委託業務完了後精算払いとなります。前払い又は概算払いを希望する場合は、それを必要とする具体的な理由等を確認し、妥当であると判断されれば前払い等を行うことができます。
7	2026/9/18	連携先となる量販店・飲食店等に対して販促協賛金、スペース使用料、現地スタッフの人件費等の支払いが生じる場合、これらを委託料の内数として経費精算書に計上して差し支えないでしょうか。また、公募要項６（８）の定めは、連携先が自社の負担と判断で行う販促活動（自社チラシへの掲載、自社スタッフの配置等）を妨げるものではないという理解でよろしいでしょうか。	連携先となる量販店・飲食店等に対する販促協賛金、スペース使用料、現地スタッフの人件費等の支払いは委託料に含みます。 現地の連携先が自主的に行う販促活動においては、受注者として内容を確認しますが、内容に特に問題が無ければ実施いただいても差し支えありません。
8	2026/9/18	仕様書４（３）エの「発注者が別途委託する対象国の輸出コーディネーター」について、役割及び受託者との連携範囲をご教示ください。企画提案書の作成に当たり、当該コーディネーターが担う業務として受託者の提案から除外すべき事項がございましたらお示しください。	商談につながる事案等のコーディネーターとの情報共有を具体的には想定しています（メールCC等による簡易な進捗共有含む）。また、商談の進捗等に応じ、事業終了後を見据えたサポートの引継的な情報共有等も希望しています。 コーディネーターとの役割調整の観点から企画提案において特段除外すべき事項等はありません。
9	2026/9/18	企画提案書について、頁数の上限又は目安はございますでしょうか。また、経費精算書は税抜・税込のいずれで記載すべきかご教示ください。あわせて、公募要項５（３）オ⑦の実績を証明する書類について、発注者との守秘義務により契約書の写しを提出できない場合、業務実績一覧（発注者名・業務名・履行期間・契約金額）をもって代えることは可能でしょうか。	企画提案書の頁数に上限は設けておりません。 経費精算書は税込でご記載ください。 守秘義務により過去実績の契約書の写しを提出できない場合は他の資料を用いて代替いただくことも可能ですが、契約書の写しと同等の信憑性を有するものとしてください。
10	2026/9/18	令和７年度以前に同種の業務（対象国を問いません。）を実施されている場合、企画提案の参考として、実施概要（対象国・連携先の業態・参加した実需者の社数・実施時期等）をご教示いただけますでしょうか。	・令和７年度エープレミアム海外試食会業務（香港・シンガポール） 令和7年12月末頃、香港では現地のレストラン、シンガポールでは食品卸事業者所有キッチンスタジオを貸し切り各20社前後の実需者（飲食店経営者、ホテル事業関係者、食品卸事業者中心）を招いた県産品の試食会を実施。 ・令和６年度エープレミアム海外プロモーション業務（香港・シンガポール） 香港では1月末～2月にかけて香港大手スーパー（香港MUJI・City super）での販売プロモーションを実施。シンガポールでは現地の有名フードライター主催「食の祭典イベント」へ青森県産活ホタテを提供。当イベントは2日間開催で招待客数は各日200名。